

# 令和7年度熊本大学大学院医学教育部国際奨学事業実施要項

令和7年7月23日大学院医学教育部教授会 承認

## 1. 目的

大学院医学教育部の学生（日本人学生に限る）に対して医学・生命科学に関連する国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって参加者の国際的視野と学習・研究能力を高めるとともに、本学学生の国際的関心を高め、積極的な社会進出を動機付けることを目的とする。

## 2. 対象となる学生

大学院医学教育部に在籍する博士課程及び修士課程の学生（日本人学生に限る。）

## 3. 対象となる学生の活動

- (1) 医学・生命科学に関連する国際学会での発表
- (2) 医学・生命科学に関連する国際的な調査活動
- (3) 医学・生命科学に関連する国際インターンシップ
- (4) その他、医学・生命科学に関連する国際的な学習・研究活動
- (5) 国際交流協定校での目標を定めた学習

なお、渡航を計画する際は、本学の危機管理・海外渡航手続き（※1）、外務省の MOFA 海外安全ホームページ（※2）及び厚生労働省検疫所ホームページ（※3）等で渡航及び帰国する際の入国手続き等について最新の情報を確認し、細心の注意を払うこと。

## 4. 重複申請の制限

この奨学金の対象となる事業について他制度の奨学金や研究補助金などの支給を受ける場合には、本事業の奨学金を支給しないものとする。

## 5. 支援の内容

一人当たり最大17万円を上限に支給する。

旅費支援及び宿泊支援

○旅費

| 渡航先   |              | 金額        |
|-------|--------------|-----------|
| 東アジア  | 韓国、台湾、香港、マカオ | 40,000 円  |
|       | 中国、モンゴル      | 60,000 円  |
| 東南アジア |              | 70,000 円  |
| 南アジア  |              | 90,000 円  |
| 中東    |              | 100,000 円 |
| アフリカ  |              | 110,000 円 |
| 大洋州   |              | 110,000 円 |
| 北米    |              | 150,000 円 |

|        |           |
|--------|-----------|
| 中米／カリブ | 150,000 円 |
| 南米     | 170,000 円 |
| ヨーロッパ  | 130,000 円 |

○宿泊費

| 渡航先  |                       | 金額      |
|------|-----------------------|---------|
| 指定都市 | パリ、ロンドン、ニューヨーク、ワシントン等 | 8,000 円 |
| 甲地方  | 北米、欧州、中近東の一部          | 7,000 円 |
| 乙地方  | 指定都市、甲地方、丙地方以外の地域     | 6,000 円 |
| 丙地方  | アジアの一部、中南米、アフリカ       | 5,000 円 |

選考の過程で必要と思われる場合は、医学教育部長の責任において部局独自の経費を加算することができる。なお、募集時点において、すでに国際活動が当該期間に完了しているものについても申請できるものとする。

6. 申請に必要な書類

(1) 申請書（様式1により作成されたもの）

(2) 履歴書（様式任意）

(3) 業績目録（学会発表、論文発表）

※学会発表及び論文発表ともに、共同演者あるいは共著者を含め、全員の名前を記載すること。また、学会発表については、口演とポスターの別を明記すること。

(4) 「国際学会発表」による申請の場合

- ・出席する学会名、期日、プログラム、抄録とアクセプトを証明する文書、及び口演かポスターかの証明
- ・申請前に受験した英語能力試験のスコア（TOEIC、TOEFL 等）  
※受験歴がない場合は入試のスコアを利用。
- ・支援が決定した場合、渡航前に全学オンライン英語教材に登録し、令和7年度中に受講すること。また、英語能力試験のスコア（TOEIC、TOEFL 等）を ASO へ登録すること。

(5) 3の(2)～(5)による申請の場合

- ・海外での活動あるいは学習内容を申請者自身が英文で記述したもの
- ・海外での活動あるいは学習を行う機関の長の承諾書
- ・海外旅行保険の加入（契約）証の写し
- ・申請前に受験した英語能力試験のスコア（TOEIC、TOEFL 等）  
※受験歴がない場合は入試のスコアを利用。
- ・支援が決定した場合、渡航前に全学オンライン英語教材に登録し、令和7年度中に受講すること。また、英語能力試験のスコア（TOEIC、TOEFL 等）を ASO へ登録すること。

(6) 本事業にかかる領収書、航空機利用の場合は搭乗半券（写し可）

※出発前の場合は、帰国後速やかに提出すること。

#### (7) 海外渡航届

渡航予定の一ヶ月前までに必ず提出し、併せて GLOBAL PORTAL から海外渡航申請フォームへ入力を行うこと。

出発前の場合は、OSSMA（危機管理サービス）への加入が必須です。

### 7. 選考方法

選考は、提出された書類をもとに次の基準により選考委員会で行う。

対象となる渡航期間：令和7年度（8月から2月までの実施）

(1) 私費で渡航する者を、対象として選考する。

(2) 学会発表では、筆頭演者として口演で発表する者を、ポスター発表する者より優先して選考する。

業績目録により、国際学会での筆頭演者としての発表を一回につき2点、共同演者としての発表を0.4点、全国レベルの国内学会での筆頭演者としての発表を1点、共同演者としての発表を0.2点、地方会での筆頭演者としての発表を0.5点、共同演者としての発表を0.1点と数える。さらに英文論文の筆頭著者としての発表を1報につき5点、共著者としての発表を1点とし、和文論文・総説の筆頭著者としての発表を1点、共著者としての発表を0.2点と数える。これらの得点の合計点の高いものから順に選考する。

なお、得点差が小さい場合などは、学会や論文掲載雑誌のレベルも評価に加味できるものとする。また、高学年の学生を優先して選考する。

以上を総合的に加味して選考する。

(3) 学会発表以外の申請では、国際交流協定校での活動、学生の海外活動支援の順に優先する。また、申請者の英語能力（TOEIC あるいは TOEFL などの得点を参考とする。）、海外での活動内容などを総合的に評価して選考する。

(4) 過去に本事業による奨学金の支給を受けた者が再度申請した場合、あるいは採択候補者が特定の所属講座の大学院学生に偏っている場合などは、選考の優先順位を下げるものとする。

### 8. 選考委員会

選考委員会の構成は次のとおりとし、委員長は、大学院教育委員会委員長をもって充てる。

- (1) 大学院教育委員会委員長
- (2) 同 副委員長
- (3) 同 国際部会長
- (4) 医学教育部学生委員長

### 9. 採用の決定

選考委員会の審査結果を基に大学院医学教育部教授会の議決をもって、採用者を決定する。

### 10. 成果及び事業の報告

国際活動を行った大学院医学教育部学生は、帰国後、別に指定する様式に従って、事業報告書を

医学事務チーム教務担当に提出し、報告書の提出をもって本事業の奨学金支給手続きを行う。また、全学オンライン英語教材を受講し、英語能力試験のスコア（TOEIC、TOEFL 等）を ASO へ登録することを義務づける。

その他、別途大学や同窓会等の出版物に報告書の執筆を依頼する場合がある。

医学教育部長は、事業報告書を学長へ提出するものとする。

## 参考

### 熊本大学 Web サイト

(※1) 危機管理・海外渡航手続き

<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/nihonjinryuugakusei/kikikanri>

### 関係機関 web サイト

(※2) 外務省海外安全ホームページ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp>

(※3) 厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment6.html>

その他関連情報掲載箇所（厚生労働省のホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)